

2019年9月9日

各位

会社名 株式会社新日本建物  
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員  
池田 友彦  
(JASDAQ・コード番号:8893)

## 不動産特定共同事業の許可取得のお知らせ

株式会社新日本建物（東京都新宿区：代表取締役 池田友彦 以下「当社」）は、不動産特定共同事業法に基づく一棟収益不動産を小口化した任意組合理型（金銭出資）の商品（以下、不動産小口化商品）を販売する新規事業を展開するために、2019年9月2日付で下記の通り許可を取得しましたのでお知らせいたします。

当社は不動産総合デベロッパーとして自社開発した収益不動産を一棟単位で販売してきましたが、個人投資家にとって不動産一棟への投資はハードルの高いものでした。不動産特定共同事業は、不動産を小口化することで、個人投資家に持分に応じて不動産一棟投資と同等の経済効果を得られる機会を広く提供する事業です。

超低金利時代の今、預貯金だけでは将来に向けての資産形成が難しくなっています。また、2015年の税制改正により、基礎控除額が減額され相続税の課税対象者が増加しています。不動産小口化商品は、安定した利回りを提供する金融商品と相続税対策として有効な不動産の両方の性質を併せ持つ投資商品であり、今後、投資ニーズが高まっていくことが期待されています。

当社は、多くの個人投資家に不動産と金融を融合させた不動産小口化商品に投資してもらえよう、ITを活用して資金を集める匿名組合理の商品等、提供する商品のラインナップを増やしていきます。

不動産小口化商品の第一号案件として、当社が開発した都内23区内にある一棟収益マンションの年内販売開始を予定しておりますので、詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。

### ○許可の概要

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| (1) 許可番号 | 東京都知事第125号                     |
| (2) 許可事業 | 不動産特定共同事業法第2条第4項第1号及び第2号に掲げる事業 |
| (3) 許可日  | 2019年9月2日                      |